出 展 規 約

■ 規約の履行：

東京ビッグサイトにて開催される「IIFES 2027（以下、本展示会）」において展示・セミナー等を行う企業・団体等（以下、出展者という）は、以下に記載する各規定、および主催者が出展者説明会にて配布する「出展マニュアル」に記載する、装飾規定や運営規定等、各規定を遵守しなければなりません。
これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展申込の拒否、出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の指示を、それぞれ行うことができるものとします。その際、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展契約の解約、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害について、主催者は一切補償しないとともに、主催者に損害があった場合には、出展者にその全額を賠償していただきます。

■ 出展資格：

出展者は、主催者が定める本展示会の趣旨に沿う製品、サービス等を提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品・サービス等が本展示会の趣旨に合致するか否かを決定する権利を有します。
また、破産・和議・会社整理・民事再生法、または会社更生法手続き中の企業・団体、反社会的行為を行う企業・団体、もしくはこれに関与している企業・団体等は、出展できません。また、主催者が上記に等しいと認めた場合も同様とします。なお、契約締結後であっても、出展者が上記に該当した場合には、契約を破棄し出展をお断りします。
主催者は、上記に関連して必要と認めた場合、調査、および審査を行う場合があります。

■ 出展者名：

出展申込フォームに記入された出展者名は、本展示会の告知広告、公式ウェブサイト、公式ガイド等に掲載されます。
必ず正式社名、または団体名をご記入ください。
※商品名・サービス名等を出展者名として登録することはできません。

■ 展示小間数・位置、およびセミナー実施日時の決定：

原則として、出展申込いただいた小間数を確保しますが、出展申込締切後、最終小間数について調整を依頼する場合があります。展示小間位置は、後日開催する小間位置選定会にて、小間形状毎に、出展申込日時順で選定いただきます。なお、出版・報道小間、およびスタートアップ企業小間については、小間位置の選定はなく、主催者にて小間位置を決定し、出展者説明会で発表します。
また、セミナー実施日時は、出展申込日時等を考慮のうえ主催者が決定し、出展者説明会で発表します。

■ 出展契約の成立：

出展者が出展申込フォームを提出し、主催者が申込内容を確認した後、【出展申込受理通知】をメールで発行します。これをもって、展示会出展契約の締結が完了します。

■ 出展料金の支払い：

出展者は、請求書に記載された期日までに、請求された出展料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。原則、前納制です。支払期日までに出展料金のお振込が確認できない場合は、出展契約は当然に解約となります。またその際、主催者に損害が生じた場合には、出展者はその全損害を賠償するものとします。出展料金は、展示小間、セミナー枠、および申込内容すべての対価となります。

なお、主催 3 工業会いずれかの会員の場合に、会員料金を適用します。出展申込後、会期終了前に会員資格を失った場合は、一般料金を適用します。この場合、契約内容の変更となり、一般出展者とみなして、主催者は出展料金の差額を請求します。

出展に際しては、お支払いいただく出展料金のほかに、装飾費、電気使用費、インターネット回線費等の諸費用が発生する場合があり、それらについては全額出展者の負担となります。

■ 出展契約の解約：

出展申込後の解約、小間数／セミナー申込枠の削減は、認められません。
ただし、主催者がやむを得ないと判断した場合は、解約・削減を認め、次の解約料を申し受けます。

- 2027 年 6 月 19 日(土)から 8 月 22 日(日)まで：　出展料金の 50%
- 2027 年 8 月 23 日(月)以降：　出展料金の 100%

※解約料を超える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。
※解約料は、請求書に記載された期日までに主催者指定の銀行口座へ振り込むものとします。

■ 転貸の禁止：

出展者は、主催者の許可なく契約小間の全部または一部を他社へ譲渡・貸与・交換等(譲渡料、貸与料等の有無を問わず)を行うことはできません。

■ 展示会の延期・変更・中止：

主催者が主催者の責に帰する事由に基づいて本展示会を延期し、会期を変更、または中止した場合において、出展者が小間の全部、または一部を使用できなくなった場合には、主催者は出展者に対して、開催残余日数を基準として日割計算した出展料金の払い戻しを行うものとします。
また、主催者は不可抗力により本展示会の開催が困難、または不可能、または不可抗力が生じるおそれがあると主催者が判断する場合には、本展示会を延期し、会期を変更、または中止できるものとします。
ただし、この場合には、主催者が既に受領した出展料金は出展者へ返金しません。
なお、出展者が上記の各事由に基づく本展示会の延期、会期変更、または中止によって損害を被った場合でも、主催者は出展者に対し何ら責任を負わないものとします。

本規約において、不可抗力には以下の各号が含まれるものとします。
① 天災地変(地震、台風、暴風雨、津波、洪水、地すべり、落雷、爆発、火災等を含む)

② 社会的混乱(戦争、テロ、敵対行為、内乱、暴動、市民騒擾等を含む)
③ 公権力による行為(法令・規則の制定改廃、政府機関の介入、行政命令、通商禁止等を含む)
④ 感染症・伝染病(各種細菌、各種ウイルス等を含む)の蔓延
⑤ 公共インフラの事故(停電、通信回線の切断、輸送機関の事故等を含む)
⑥ 資材・資源不足(電気・ガス・水道の供給停止、石油の不足、原材料・資材の不足等を含む)
⑦ 為替、運賃等の変動・高騰
⑧ 労働争議(ストライキ、サボタージュ、ロックアウト等を含む)
⑨ 重要取引先の債務不履行(会場運営会社の破産・破綻等を含む)
⑩ 前各号の他、主催者の責に帰さない事象

■ 掲載内容に関する事項:

各出展者ページ等に各社が掲載した内容・コンテンツの著作権・肖像権は、当該出展者に帰属します。
動画等を掲載する場合や、オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権・肖像権に対する処理を
お願いします(自社で権利を持つコンテンツで、すでに別途権利処理済みのもの等は不要)。
著作権についての詳細は、一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)等にお問い合わせください。

なお主催者は、本展示会の広報活動・企画のため、出展者が提出した内容・コンテンツを、IIFES 公式ウェブサイト・
公式 SNS・公式メールマガジン等、プロモーション媒体に掲載する場合があります。
あらかじめご了承ください。

第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含むが、これらに限らず、また外国における権利を含む)
を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、配布、または上映すること、その他一切の行為を禁止します。
掲載する製品その他が模倣品・偽造品に該当、または該当する可能性が高いと主催者が判断した場合、その裁量に
より掲載を停止します。また、出展者は、かかる措置に異議を述べないものとします。出展者は、掲載製品等が
その他の物品の模倣品・偽造品に該当するか否かに関して、主催者が行う調査に協力するものとします。
掲載製品等の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

製品等の比較表示を行なう場合は、原則として自社および自社関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較する
こととし、他社の商品・製品・技術等と比較表示する場合は、当該他社の許諾を得たうえ、他社に迷惑が及ばない
よう表示してください。主催者は、これに反した表示を確認した場合、該当する表示の中止または、改善を求めます。
この要請により生じた出展者の損害等に関して主催者は一切補償しません。なお、改善要求に対し、十分な措置が
講じられていないと判断した場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

■ 損害賠償責任:

主催者は、理由の如何を問わず、出展者、およびその関係者が本展示会へ出展することを通じて被った、
人身、および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。
また出展者は、その従業員・代理人・関係者の故意・過失、または無過失によって、会場の施設およびその設備等や、

第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展者は自らの責任でその支払いを行うとともに、
主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、
その全額を速やかに主催者に支払うものとします。
主催者は、本展示会における制作物の中に生じた誤字・脱字等に関する責任は、一切負わないものとします。

■ 搬入と搬出・撤去：

出展者は、「出展マニュアル」に規定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、
展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。主催者が規定に反すると判断した場合、
主催者の指示により、出展者は小間装飾を変更・修正するものとします。
また出展者は、すべての展示品および装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」に規定された期間内に
完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者および関係者に
損害が生じた場合、当該出展者は、それによって主催者、および関係者に生じた全損害を賠償するものとします。
期間内に、主催者からの指示に従わず、期間内に搬入・搬出を完了することができなかった場合、
次回以降の出展をお断りすることがあります。

■ 小間装飾・展示規定：

出展者は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示、および「出展マニュアル」に記載の規定に従わなければ
なりません。出展者は、自社の展示が近隣の出展者等の妨げにならないようにしてください。
万一、近隣の出展者とトラブル等があった場合には、主催者が「出展マニュアル」の規定をもとに妨害・違反の有無
を判断し、出展者はこの判断に従うものとします。

■ 出展物の保護管理：

主催者は、会場全般の管理保全にあたります。出展物の保護については、事務局で管理に留意しますが、
万一、盗難その他の事故が起きた場合は、その責任を負いません。
出展者は、準備時間中および開催時間中自社小間内に常駐し、出展物の保護、管理の責任を負うものとします。
また、天災その他不可抗力による損傷、紛失、火災、盗難等の事故について、主催者はその責めを負いません。
したがって、出展者は出展物保護にあたるとともに、保険を付保する等の措置をとってください。

■ 禁止・制限事項：

- 出版・報道小間を除き、会期中いかなる理由によっても、出展物・装飾物を即売することはできません。
- 小間周辺の通路において、来場者を大量に滞留させるような行為はできません。
- 自社小間外において、来場者の誘引、アンケート、抽選、チラシ・景品の配布等これに類する行為はできません。
- 照明、音量・音質は他の出展者の迷惑にならないようご配慮ください。
- 小間内において、説明または実演のために AV 機器を使用することができますが、
  スピーカは自社小間の外側に向けて配置することはできません。必ず自社小間内に向けて設置してください。
- その他の禁止・制限事項は、「出展マニュアル」に記載します。

■ **安全の確保：**

- 出展者は、搬入・搬出、施工、実演等作業の全般について事故防止策を講じてください。
- 出展者の行為により事故発生の場合は、当該出展者の責任において解決するものとします。
- 消防法等、法令による展示規制に基づく、安全確保のための展示装飾の改修と費用は、出展者負担とします。
- 展示・防災等主要事項については、「出展マニュアル」に記載します。

■ **写真・ビデオ撮影：**

本展示会における写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。
出展者による会場内撮影は、自社ブース以外禁止です。自社ブース内で撮影を行う場合にも、事務局へ申請してください。許可のない撮影を行っていることを確認した場合、主催者が撮影を中止する場合もあります。
自社ブース内で撮影をする場合、来場者の顔等が映らないよう、十分に配慮してください。
万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。
主催者は出展者に対し、何ら責任を負わないものとします。

■ **産業財産権に関する展示物の保護：**

新アイデアを利用した製品・サービス等については、会期前の時点で、特許庁への出願をお勧めします。

■ **個人情報の取り扱い：**

出展者は、本展示会を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、
適法かつ適切な取得を行う必要があります。
来場者に対し、個人情報の利用目的を必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。
また、出展者が取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとします。
万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うとともに、自ら紛争を解決するものとします。
なお、主催者は、展示会運営にあたり、施工・電気・運営等の委託会社には、業務上の理由で出展者の情報を提供します。あらかじめご了承ください。

※主催者による個人情報の取り扱いについては、以下URLに記載のプライバシーポリシーをご確認ください。
https://iifes.jp/privacypolicy/

■ **その他：**

- 実施上の細部については、事務局の決定に基づき行います。
  詳細は、出展者説明会にて配布する「出展マニュアル」で明示します。
- 本展示会は、保税展示場となっておりませんので、海外からの出展物は、内貨、または ATA カルネ扱いの手続きをしてください。
- 本規約は、主催者が必要と認めた場合、その一部を変更することがあります。
  変更内容は、IIFES 公式ウェブサイトへの掲載、もしくはメール等で出展者に告知します。

2026年11月26日 制定
一般社団法人 日本電機工業会
一般社団法人 日本電気制御技術工業会
一般社団法人 日本電気計測器工業会